

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第17日（令和3年12月22日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」までの議案17件を一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹  | 佐野 舞 君  | 技 幹  | 三木 正輝 君 |
| 技 幹    | 浅利 優美 君 |      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                |         |                                        |         |
|--------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 市 長                            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長         | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員             | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長                    | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 |
| 危 機 管 理 課 長                    | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                  | 味元 博文 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長           | 宮地 直道 君 | 健 康 推 進 課 長                            | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長                    | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 |
| まちづくり対策課長                      | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長 補 佐                        | 公文 麻衣 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジ オ パ ー ク 推 進 課 長 | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                        | 吉永 敏之 君 | じ ん け ん 課 長                            | 亀谷 幸則 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>し お さ い 園 長       | 畑山 正王 君 | 教 育 長                                  | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                        | 中津 恵子 君 | 生 涯 学 習 課 長                            | 田村 五鈴 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長        | 谷崎 清 君  |                                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会12月会議、第17日目の会議を開きます。

ただいま、市長から議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第76号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号を議題とすることに決しました。

議案第76号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました議案第76号について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」は、先般開催の定例会11月会議におきまして、議決を賜りました「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第6号)」に関連するものとして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子供がいる世帯に対して給付金を支給する事業で、先行分の5万円については既に事務処理を進め、第1回目の振込を今月23日に行うこととしており、残りの5万円についてはクーポンを基本とした給付が原則とされていることから、市内経済の下支えにもつながるものとして、市民や事業者に定着している地域電子通貨めじかにより5万円を給付することに加え、プレミアムポイント相当分の5%を市単独で上乘せし、1人当たり5万2,500円を追加支給するものであります。

その追加支給に必要な経費として、対象者数を1,160人分と見込み、計6,263万4,000円を計上することとし、財源につきましては、国庫支出金及び普通交付税を充当することとしております。

なお、詳細につきましては予算審議における事業説明書を御参照願います。

本件につきまして、よろしく御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永野裕夫君) 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。なお、発言者は自席から3回までといたします。

それでは7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 議案第76号について質疑をいたします。

市長にお伺いいたします。

全部で12項目あります。1つ目から言います。

1つ目が、10万円給付の目的は何か。

2つ目に、なぜめじかポイント給付にしたのか。

3つ目に、経済効果を期待してめじかでの支給を考えているのか。

4つ目に、めじかで支給することを決定した過程を説明してください。誰がめじかを提案して、どのような協議を経て、最終的に誰が決裁を出したのか。

5つ目に、めじかの事業目的とはそもそも何か。

6つ目に、支給対象者の声は聞いた上で考えたのか。

7つ目に、子育て世帯が必要としているものは何を考えますか。子育て世帯が求めているものは何かということですね。

あと8つ目に、市内のめじかに協賛可能な対象の店舗数は何店舗か。

あと9つ目、めじかに協賛している店舗数、めじかが使えなお店。

10個目、めじかに協賛していない店舗数、めじかが使えない店舗数ですね。あと、めじかが使えない店舗数は全体の協賛可能対象のお店の何%に当たるのか。

11、めじかで給付した場合と現金給付とした場合のそれぞれの経費は幾らか、事業費ということですね。また、その差額が幾らになるのか。

12、これ最後です。めじかにした場合と現金給付にした場合の給付に係るそれぞれの日数、どれくらいで給付できるのかこれを教えてください。

1回目、以上です。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、簡潔に答弁させていただきます。

まず、10万円の給付目的、これは連日のように報道されておりますが、子育て支援と経済対策だと思っております。

それから2点目、なぜめじかにしたのか、これは子育て経済対策というそういう観点から土佐清水市ではコロナ対策として昨年から導入いたしておりますめじかという地域電子通貨が既にありましたので、これを利用することといたしました。

3点目、経済効果を期待してめじかでの支給を考えているのかということではありますが、そのとおりであります。先ほど来答弁していますように、子育て支援と経済対策、その両面を効果的に経済効果が期待できるというふうに考えております。

4点目、めじかを支給することとした経過、これについては国の方針、これも一転二転して随分と振り回されました。この国の方針を受けまして、副市長を中心にして担当課である福祉事務所、それからめじかの担当である観光商工課、また財政を担当する企画財政課を交えてこの子育て支援、経済対策、両面を考え様々な角度から協議してまいりました。当然、最終的には私が今回の補正案として提案することを決めました。

5点目、めじかの事業目的、これも随分と議論してきたわけではありますが、コロナ対策として地方創生臨時交付金を活用しながら感染防止、経済対策、そして何よりも暮らしへの支援、これです。

それから、支給対象者の声を聞いた上で考えているのか。経済団体である商工会議所からはもう早い段階でこのめじかでの給付、本当に冷え切った、傷ついた地域経済のためにめじかでの給付を要望されておりました。先ほど答弁いたしましたように、庁内でも子育て支援、経済対策両面を考えていろんな方の意見も聞きながら協議をいたしました。当然、反対、賛成賛否両論はあります。そのことは十分承知しているところであります。

それから7点目、子育て世帯が必要としているものは何か、これは非常に難しい問題だと思いますが、家庭家庭それぞれで違うというふうに思いますが、私は総論的に言えば、やはり日常生活を送る中での物質的な豊かさ、これは当然必要だと思います。そして何よりも安心して子育てができる環境、また自分で将来を切り開く力を身につけるような教育、これが望まれていると思っております。

8点目のめじかの店舗数、これについてはめじか協賛可能対象者の店舗数、これは432店舗、そしてめじかに協賛している店舗、これが182店舗ではありますが半島地区の区長場や同一事業者が複数店舗含めると195店舗となります。

それから、めじかに協賛していない店舗数、全体の何%かという質疑だったと思います。

めじかが使えない店舗というのは250店舗ありまして、占める割合は58%であります。

めじかで給付した場合と現金給付した場合、それぞれの経費についての質問がありました。めじかで支給した場合は、今回の補正予算に上げた金額6,263万4,000円となりますが、そのうち会計年度任用職員の人件費を7か月分を計上しております。現金給付とした場合はこの会計年度任用職員の人件費を1か月分を前回は計上しておりますので、その差額は121万円となります。

最後、給付のそれぞれの日数ということですがこれは変わりありません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

2回目。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 12項目答弁いただきましてありがとうございます。

目的は、子育て支援と経済対策ということで、そこはそういう目的なんだろうと思います。ただ、この事業説明書の中の事業の目的というところには経済対策という文言がないんですね。だから、経済対策ではなくて純粋に子育て支援としての事業なのかどうか、ここをまず1点確

認りたいです。この事業説明書には経済対策という言葉ないですけど、目的というところには。

2つ目に、国の方針でクーポンが原則だったからめじかを選択したというふうな話ありましたが、クーポンが原則で本当に間違いないか、私の認識不足かも分かんないですけど、そこもう一回確認したいです。

3つ目の経済効果、今めじかにした理由が経済効果を考えているということもありましたけど、先ほど最後のほうで、めじかに協賛していただいていない、つまりめじかが使えない店舗として250店舗、全体の58%、約6割の店舗が使えないということなんですけど、あえてめじかで支給することによってその約6割近くの店舗の方のところではこれは使えないわけですね。だから、本当に経済対策としてこれ正しいのか、使えないことについてどういう見識を持ってめじかにしてるのかこれをお願いします。

次に、4つ目のめじかで支給することを決定した過程を聞いたんですけど、副市長から担当課、福祉事務所に最終的に企画とか言ってましたけど、担当課はもちろん分かるんですよ。誰がこのめじかでやろうというのを提案したのか、これもし答えれたらで構いません。またお願いします。

次に、支給対象者の声は聞いた上で考えているのかというところで、これ6つ目の質問ですね。商工会議所から早い段階でそういった要請というんですかね、めじかを使ってほしいというような話があったということですか。でもその後市民の皆様からもいろんな声を聞いたと、賛否両論あってということなんですけど、これ具体的にどういうふうな声があったのか、これ教えていただきたいです。

ちょっと件数も何件ぐらいあって、そのうち賛成が何件、反対が何件も聞きたいんですけど、もしこれ今資料持ってなかったら今は構いません。あとでまた委員会で聞きますんで。

次に、7番目、子育て世帯が必要としているものは何ですかということで、日常の物資から子育て環境を整備するためのということですかね、あと教育についてのものが必要であるということなんですけど、今まで支給対象者、市民の方から私いろいろ話を伺ってまして、めじかでの支給となると自由に使えないと、清水のめじかの協賛店ではなかなか子育て支援に対するの買物がしづらいんだという声が皆さん本当に同じように言ってるんですよ。今市長が言われた、日常の物資とか子育て環境に必要なもの、教育にまつわるもの、そういったものが本当にめじかでの支給をすることによって購入可能なのか、これを確認したいです。

あとは店舗数なんですけど、時間も変わらないということで、会計年度の方の雇用期間というんですかね、これが先に現金給付した分は1か月間でその分人件費も安く上がってるんですけど、今回12月会議での5万円をめじかでした場合には7か月雇ってその分人件費も上がっています。その差額が121万円になるということだったんですけど、これそういったものも

ひっくり返して現金給付にした場合とめじかの給付にした場合の差額というのは、めじかのほうが事業費としては6,263万4,000円、現金給付が5,805万8,000円になって、単純に引き算したら457万6,000円なんですけど、457万6,000円の差額ということではないのでしょうか。

2回目以上です。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 答弁漏れができたらまた後で御指摘ください。

まず、10万円給付の目的の確認ということですが、先ほど答弁したように子育て支援と経済対策であります。

それからクーポンが原則かという質問であります。この間、先ほど言いましたように国、一転二転しました。その中で、最終的といいますか出した答えというのが5万円プラスクーポン、そして5万円プラス5万円、一括して10万円を支給すると、この3通りであります。国からの原則は5万円プラスクーポンというのが基本的な考え方です。ただ、いろんな市町村の状況を見てみますと、なかなかクーポンを紙ベースとかいろんな形でやりますとこれ2か月も3か月もかかり、またいろいろ900億円ぐらい多くかかるということで政府も国も方向転換をしながらこの3つの方法から選べるということでもあります。ただ先ほど答弁したように、土佐清水市は地域電子通貨これを既に導入しておりましたので、これを利用することで経済効果が見込めるとそういう判断をしているところであります。

めじかが使えない店舗にはということですが、めじかを普及させるためにも、大体入っていないところが多いのは理容・美容、それから喫茶店、それから小さな本当に店舗なんです。そこについても全く使えないということではなくて、これを契機として加入をさせていただいてぜひ使っていただきたいというふうに考えております。

それから経過については、先ほど答弁したとおりであります。誰が言い出したのかというふうなあれですが、これについては先ほど来答弁しておりますが、電子通貨めじかを有効的に使うということで協議の中で真っ先に出てきました。商工会議所からの要望もあったわけですが、国の方針が5万円プラスクーポンでありましたので、それを基本に最初一転二転それからするわけですが、いろんな協議の中で考えながら最終的には私が決断したということになります。

それから具体的な声、これは何人から聞いてなんじゃそういうことは把握はしておりません。ただ議論の中で、子育て世代の皆さんの声をやはり聞きたいというそういう思いがありましたので、いろんなところで個人的にも聞き、また職員の皆さんにも拾い上げた意見も聞きながら、

この間子育て支援どうしたらいいのか、経済対策、本当にこの2つの観点から聞きました。大変厳しい反対の意見もあることも承知しております。その一つには、岡本議員が言いましたように子育てに使える店舗の数が少ないと、土佐清水市には。例えばおもちゃを売る店、靴を売る店、また制服を取り扱う店、本当少ない、使い勝手が悪いとそういう意見もお聞きをしております。ただ、商工会議所の関係者の皆さんも努力をしていきたいと、例えばカタログを使つての販売、子育てのPR、各店舗が努力してやっていきたい、ぜひめじかを導入してもらいたいという思いもありまして、ぜひこのお金を地域に落とさせていただいて、循環して少しでも地域経済の活性化につながるように事業者の皆さんとも協力してやっていきたいと思っております。

それから職員を雇う期間、それから金額が違うということを言ってるようですが、これは岡本議員、先ほども説明したようにプレミアムポイントの5%、290万円、市の単独で290万円プラスしますその金額の差異だというふうに思います。

よろしいでしょうか、以上で。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

3回目です。

（7番 岡本 詠君自席）

○7番（岡本 詠君） 3回目、最後の質疑になります。

大体答弁が見えてきたんで質問少なくなっていくんですけど、クーポンが原則の確認をしたところで、他市の状況とか他市の話を出されましたよね。他市はやっぱりクーポンを構えるのに国全体としてもすごいお金がかかるよという問題があったり、それぞれの自治体の中でも今からクーポンの準備をしてクーポンをつくる予算が増えてしまうというふうな答弁だったかなと思ったんですけど、その点、土佐清水市としてはめじかの提携といいますか地盤と言いますか、もう既にシステムが構築されていますので一定は、その点めじかでのポイント給付がしやすいからということですかね。

ただ、他市の話をしたときに、予算的な問題でクーポンを使うと現金給付より高くなるからクーポンをやめて現金給付にするという案もあるということだと思んですけど、実際、今最後のほうで差額、めじかにした場合と現金給付に今回もした場合の差額を聞いたときに今回プレミアムポイントまでつけてそれも含めた上で約450万円の差異があるということなんですけど、市長答弁今よく言われてたとおり、めじかを普及させるためというのがあると、そのためにプレミアムポイントも加算しながら予算も増えるけどこれをやっていきたいんだろうと思んですけど、他市がクーポンをやめた理由というのがクーポンの経費もかかるということだと言われてたんですけど、言いたいのは、めじかにしてもお金かかってるじゃないですかというこ



となんです。クーポン、他市の話为例として答弁しましたが、めじかがうち進んでるからめじかにしてもみたいな話かなと思うんですけど、結局450万円もの差額……

(「120万円」の声あり)

○7番(岡本 詠君) それプレミアムポイントとかのけてでしょう。

(「プレミアムポイントを含めて450万円、のけたら120万円」の声あり)

○議長(永野裕夫君) 手挙げて。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 今、手を挙げてないのは市長。市長、手を挙げてください。

○議長(永野裕夫君) 失礼しました。

どうぞ。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) だから、プレミアムポイントもつけて約450万円なんです。のけると121万円ぐらいと言いましたかね。100歩譲って121万円にしたとしても、現金給付よりは120万円ぐらい高いわけですよ。その120万円というのはやっぱり住民が税金としてこれから負担していくわけじゃないですか。その点、めじかにしたとしても予算は増額しているけどどうなるのということろまず1点。分かります、意味。

じゃあ次行きますね。

先ほども言いましたけど、めじかを普及するためにめじかを使いたいということなんですけど、支給対象者、子育て世帯の方の声も聞いたというふうに言われましたけど、これ多分議案として上がってくるよというのを私SNS使ったり情報を公開したんですよ。それから皆さん初めて聞いたと、もうびっくりやと、報道を見てびっくりしたし、まさかと思ったし、何で全国的に現金給付、これ世論の声があって皆さん現金給付にしているのに、しかも高知県下34市町村の中で土佐清水市だけがめじかというポイント給付にする。皆さん全国的なニュース見ながらもう流れとしては現金給付にしてくれるだろうと思ってたらしいんですよ。今この話が出てきて皆さんもう知らなかったということで、多分これ1週間以内ぐらいにばばっと市役所に問合せなりいろんな声が上がってきたんじゃないかなと思いますけど、市長はさっき皆さんの意見も聞いたんだというふうな話もありましたが、とにかく皆さんが言ってるのは、子育て支援なんだから私たちの声を聞いてもらいたいと、その声というのは現金給付なんです。だから聞いて、賛否、めじかに賛成もあれば現金給付に賛成・反対あるというふうな話だったんですけど、これ例えば本当に市民の皆さん納得させるには例えばアンケートでちゃんと調査

するとか、その調査結果を公表するとか、そういった方策考えないと本当に反発すごいありますよ。だからその辺りをよく考えてみてはどうですか。

3回目。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 120万円が高いということではありますが、これは現金給付、めじかで給付した場合の積算をするときに現金給付の場合はまず1か月、12月、1月ぐらいで済むだろうという考えで1か月分を積算をしております。めじかの場合は会計任用職員を7か月ぐらい欲しいと、めじかの使用期間を半年としております。ですから、12月から始まれば7か月分ぐらい会計任用職員が、これも国の国庫のお金として入るわけでありますので、7か月分というのはいろいろありました。査定の中でも、当面の事務処理が多く見込んでいるということではありますが、基本的には2か月更新の雇用としておりますので、2か月で何とかできるように経費の削減は可能な限り図っていきたいと思います。

それからアンケートを取ったり、もっと意見を聞いたらいいではないのか、また全国的な今の給付の流れからいってもどうかというふうな質問だったと思います。本当に全国的には、土佐清水市の場合はこの地域電子通貨というのをもう全国に先駆けて導入をいたしましたのでそれほど経費が要らずに可及的速やかに支給できると、ただクーポンの場合は本当に紙ベースでいった場合には経費もかかるし期間もかかると、ですからそういう世論の声に押されながら二転三転をしたわけではありますが、先ほど言いましたように経済対策を考えた場合に私はこの地域電子通貨がこれが一番いいのではないかと判断したわけがあります。これからアンケートを取っていけばまだ半年先の支給、この年内に向けて今本当にこの土日も休日を返上して担当者は作業をするわけではありますが、明日まず5万円、そして28日にはこのめじかを皆さんの家庭に振り込むように本当に頑張ってやっておるところでありますので、まずは早く届けたいという思いもありますし、何よりも子育て支援、そして経済対策両立できるという考え方で今回の提案でありますので、ぜひ議員の皆さんの御理解お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配付をしております議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託をいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会の開催をお願いします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」までの議案17件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告をさせていただきます。

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」

（1）歳入中、10款1項1目地方交付税について

委員から、地方交付税が当初より1億2,000万円余り増額となっている理由は何かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本年度の普通交付税の当初予算案は33億4,600万円円で計上していたが、7月に決定した額は37億6,717万9,000円で、当初予算との差額は4億2,117万9,000円の増額となっている。その要因としては、令和3年度から令和4年度の限定で措置されている地域デジタル社会推進費という新たな項目の追加による増額が約6,300万円、過去に借入れした起債の償還に係る交付税の増額が約8,100万円、税収の減額見込みに伴う基準財政収入額の減少による交付税の増額が約5,200万円となっていることなどによるとのことです。

また、委員から、約4億円の交付税の追加があったということだが、今回の補正では、そのうち一般会計に必要な金額を補正計上しているということかとの質疑に対し、執行部によりますと、当初見込みより4億2,000万円程度の増額となっているが、今回の補正予算では事業費から特定財源を差し引いた残額に一般財源として必要な金額1億2,832万7,000円を予算計上した。残りの3億円は保留しているとの説明があり、了承いたしました。

（2）歳出中、3款1項7目介護保険対策費について

委員から、セルフケアプランセンター事業について、ケアマネジャー不足に対する事業だと認識している。セルフケアプラン作成について、現在、各所で様々な支援を受けている状況だと思うが、市外の居宅介護事業所への依頼は継続しているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在も、市内で受け入れ切れない利用者について、市外の事業所に受け入れていた

だいているとのことであります。

また、委員から、セルフケアプランの作成支援について、市、社会福祉協議会で実施しているが、本来の業務に支障が生じてきたことから、今回、渭南病院で立ち上げてもらったという理解でよいかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在、セルフケアプランの作成支援を行っている市の認定調査員、地域包括支援センターの職員については、現時点で3月末までしか支援ができないという状況となっている。これを受けて、今後の対応として、渭南病院がセルフケアプランセンターを立ち上げ、セルフケアプランの作成支援を行っていただけることとなったことから、事業支援補助金として支出するものとのことであります。

委員から、大変いい事業だと思うが、現状は大変厳しい状況が続いており、緊急避難的な側面がある一方で、これから先を考えると一定継続した事業になっていくのではないかと思う。その上で、渭南病院は継続して来年度以降もやっていただけるという前提かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、渭南病院へは担当の職員を配置していただけるということで確認を取っているとのことであります。

委員から、介護職不足で大変だと思うが、何とか知恵を出して、早く正常な状況に戻していただけるようお願いするとの意見がありました。

委員から、セルフケアプランの作成支援に係る支援方法はどんなものかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本人もしくは家族が介護保険のサービスの利用を受ける上でケアプランの作成が必要となるが、本人、家族がこの計画を立てることは難しいことから、現在は、市の認定調査員と地域包括支援センターの職員が作成に係る手伝いをさせていただいている。今後については、セルフケアプランセンターの職員が行うことになるとの説明があり、了承いたしました。

## 2、議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項1目社会福祉総務費について

委員から、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について、想定対象児童数が前回の現金給付時と比べ10人多くなっているが、その理由についての質疑があり、執行部の説明によりますと、現金給付時の積算人数には、親の住所が本市にあり、子供は他市町村に住所を移しているケースが把握できておらず、数件あることが確認された。こういったケースの場合、対象者から申請がないと把握できないことから、多めに計上している。また、現金給付分についても支給の対象として、今回追加計上しているとのことであります。

委員から、会計年度任用職員の人件費について7か月分が計上されているが、地域電子通貨めじかで対応した際に、国の制度として、6か月で対応しないといけないかとの質疑があり、

執行部の説明によりますと、国の規定ではクーポン使用期限は市町村が定める使用開始日から6か月の期間となっており、6か月で使用されなかった場合には、失効することになっている。会計年度任用職員の業務については、めじかカードの紛失時の再交付業務や予算の会計処理等となっており、業務内容によっては2か月更新で雇用見直しを行い、最長7か月としているとのことである。

委員から、めじかカードに協賛していない店舗も多くあり、市の事業として市内店舗の中で差が生じないよう見直す必要があるのではないかと質疑に対し、執行部の説明によりますと、いつでも加盟できるよう事業所には丁寧に説明し、普及啓発に努める体制を取りたいとのことである。

委員から、めじかを使って市内事業者の売上増加を考えているということは理解しているが、この事業の対象者はあくまで子育て世帯であり、現金給付を希望する声も多い。予算審議における事業説明書の目的の中には、経済対策という言葉が入っておらず、市内事業者を利用するかどうかは現金を子育て世帯に支給し、そこに委ねるべきではないかと質疑に対し、執行部の説明によりますと、賛否両論があることは理解しているが、コロナ禍で地域経済がかなり疲弊しており、地域経済の活性化は切実な願いである。子育て世帯への支援と経済対策の両面を取り組んでいきたい。また、めじかカードに5%のプレミアム相当額を市の単独事業で行うようにしており、御理解いただきたいとのことである。

委員から、市内事業所では靴や子供服が買えず、事業所努力でカタログの取り寄せ等も行ってもらえるとのことだが、決定通知書を送付する際には、その文章を記載していただくと利用しやすくなるとの意見があり、了承いたしました。

3、議案第61号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第62号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第63号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第64号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第76号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長、弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） 令和3年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第68号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について」

執行部の説明によりますと、全国的に消防団員数の減少が続いており、本市においても定数に満たない状態が続いている中、国はその対策の一つとして、消防団員の労苦に報いるため、処遇等の改善を図ることを目的に消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、その検討会の報告を踏まえて年額報酬の基準などを取りまとめた「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されたことを受け改正を行うものとのこととあります。

消防団の報酬等には、年額報酬、出動手当及び会議等に出席した場合の費用弁償があり、年額報酬は階級により支給額が分かれています。今回の改正では団員と班長の階級にある者の年額報酬の増額と、出動手当については、これまで火災、水防の2種類であったが、新たに搜索活動と訓練の出務に対しても支給するよう項目を増やすとともに支給額を増額するものであるとのこととあります。支給額については、出動手当に関して8,000円という額が国から示されているが、本市の財政状況を考慮し、それまで引き上げることは厳しいとの判断から、高知県の最低賃金820円を目安に算定し、消防団とも協議した上で金額を決定したとのこととあります。

委員から、年額報酬の3万6,500円の根拠についての質問があり、執行部の説明によりますと、国から示された基準とのこととあります。

また、委員から、年間を通して団員が出動した人数はどれだけあったかとの質疑に対し、執行部から、火災は平成28年度207人、平成29年度248人、平成30年度409人、令和元年度473人、令和2年度157人が出動している。また、新たに項目として追加された搜索については、平成28年度が0人、平成29年度29人、平成30年度48人、令和元年度18人、令和2年度0人。水防（風水害）では平成28年度が76人、平成29年度0人、平成30年度76人、令和元年度34人、令和2年度5人が延べ人数として出動しているとのこととあります。

委員から、財源についての質疑があり、執行部によりますと、国からの地方交付税で措置されるとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第65号「土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定  
について」

議案第72号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、3件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 令和3年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第70号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、今回の条例改正の内容は、助成対象者の例外を規則に委任するため規定の整備を行うとともに、本市から他市町村へ修学等のために住所を変更したと認められる乳幼児等の保護者で本市に住所を有する者を本市の福祉医療対象者とすることを可能にする旨を明文化するものとなっている。福祉医療費助成制度は各市町村が条例に基づき実施する制度で、市町村ごとに資格や助成対象年齢の範囲が異なるため、高知県内においても運用にばらつきはあるものの、県内ほとんどの市町村で修学等のために他市町村へ住所を変更したと認められる場合に、乳幼児等の保護者の居住市町村で条例上規定がないままの運用により福祉医療助成対象としており、県内市町村の福祉医療担当者会でもこの運用の明文化が課題となっていたことから、改正を行うものとのこととあります。

委員から、土佐清水市福祉医療費助成の内容について質疑があり、執行部の説明によりますと、0歳から18歳までの乳幼児等及び障害者と高齢障害者の医療費について、本人の負担がないように、県と市で助成を行う制度とのこととあります。

また、委員から、他市町村へ修学等のためと記載されているが、修学以外にも何かあるのかとの質疑に対し、執行部から、ごくまれに家庭の事情で子供だけ祖父母の家に住所を移し、保護者は本市に住所を置いているなどのケースがあるため、修学等にし、また、児童だけではなく乳幼児等に行っているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第71号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、衰退する宗田節加工業の維持と発展に向けた取組、メジカ産業再生プロジェクトで整備する3つ目の施設、土佐清水市共同加工施設の本体工事が令和3年10月29日に完成したことから、令和4年1月以降の本格稼働予定に合わせ、この施設を管理するために、施設に関する条例を整備する必要があり、条例に追記する改正内容となっている。施設の名称は土佐清水市共同加工施設、位置は土佐清水市浦尻1番20号となっており、使用料は月額28万5,471円、期間については令和4年1月から令和23年12月としている。

月額使用料の算定については、本体工事費、実施設計費、施工監理委託料、土地購入費など施設整備に要した費用の合計7億7,572万557円から国及び県の補助金5億4,884万4,000円と交付税措置分1億5,876万円を差し引いた額6,811万6,557円を、施設の耐用年数20年及び12か月で割った額に、施設の損害保険料見合い額を足した額で算出している。

現在は、施設の舗装工事に着手しており、令和4年2月に完成予定で、完成し事業費が確定し次第、追加の改正を行う予定とのことでもあります。

委員から、月額使用料の内容は理解したが、どこの業者に委託するか決まっているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、想定では第三セクターの土佐清水食品株式会社に貸付け予定とのことでもあります。

また、委員から、他にこの事業を希望している業者への公募は行うのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、公募の予定はしていないとのことでもあります。

さらに委員から、公募をしてもっと市民の意見を聞いて決定するべきではないかとの質疑があり、執行部から、施設を建設するに当たり、メジカ産業再生プロジェクトの中で、宗田節加工業者や第三セクターも含め、様々な協議を行い、今後想定される人手不足や排水処理の問題等、いろいろな検討をした上で、第三セクターの運営で行うことを想定しており、公募等を行うことは現在のところ考えていないとの説明があり、了承いたしました。

### 3、議案第66号「海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第67号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第69号「土佐清水市竜串特産品販売店舗設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第74号「土佐清水市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第75号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」



以上、5件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時45分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君登壇)

○7番(岡本 詠君) 私は、議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)」に対して反対の立場で討論をいたします。

この議案の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業ということで、事業説明書の目的の欄には、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うことを目的とするとうたわれています。つまり、子育て支援の事業ということです。

しかし、先ほどの市長の答弁では経済対策を優先しており、この子育て世帯のための給付金もめじかの普及に利用していると思われます。そのようなことから、現金給付ではなくめじかでの給付にするとすると、この目的どおりの事業とはならないと考えます。

理由は、まず1つ目に、支給対象者の声を聞いていないまま事業化しようとしているのではないかということです。支給対象者の皆様からは、めじかでは利用できる店舗に限られるため必要な用途に自由に使うことができず、子育て支援にはならないと、現金給付を望む声が多く寄せられております。私が聞く限りでは、めじかでの支給を希望する子育て世帯の方は一人もいません。そのような状況の中で、なぜめじかにするのか全く理解できません。

2つ目に、現金給付したときよりめじかで給付した場合のほうが事業費が増えるということです。先の11月会議で議決しております5万円現金給付分の事業費が5,805万8,000円と、今回の5万円をめじかで支給した場合の事業費は6,263万4,000円となっており、その差額がプラス457万6,000円となっております。現金給付する事業と比べて、めじかでの支給にする事業では約450万円も増額となってしまいます。つまり、住民の負担が増えるということです。

3つ目に、仮に経済対策のためにめじかで支給したとしても、めじかポイント支給分6,090万円はめじかに協賛している店舗でしか利用できないため、めじかに協賛していない市内の約60%に及ぶ店舗の方は、今回の国の政策の恩恵を受けることはできないと考えます。つまり、めじかの協賛店とそうでない店舗の間に差が生じてしまいます。

さらに、上乗せ分の5%については、その財源としては一般財源となっているようですが、市民を助ける事業なのに、めじかにすることによって市民の負担が増してしまうというのは本末転倒だと思います。皆様から預かった税金の使い方で、ましてや市の事業で、こんなことが許されてよいのでしょうか。公正公平に住民の意見を尊重しながら使い方を考えていくべきではないのでしょうか。子育て世帯に現金で給付することで、市にとって何が不都合なことがあるのか、なぜこれほど急ぐのか私は全く理解できません。

再度申し上げますが、支給対象者、つまり子育て世帯の皆様からは、現金での給付を望む声が多く上がっております。仮に、経済対策としてめじかで支給したとしても、めじかに協賛していない約6割の店舗では使えず、市民の中で差が生じてしまうこと、めじかで支給することで事業費が約450万円増える、つまり住民の負担が増えること、議員の皆様には、これらのことをよく考えていただき、採決をいただきたいと思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 続きますので、討論の通告がありますので発言を許します。

3番、武政健三君。

（3番 武政健三君登壇）

○3番（武政健三君） 賛成の立場からの討論をさせていただきます。

議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」への賛成討論です。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金事業については、国において閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に記載されており、子供1人当たり5万円の現金を迅速に年内に支給することに加え、来年春の卒業・入学・新学期に向け、子育てに係る商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地方自治体の実情に応じ、現金給付も可能とするという内容となっております。

全国のほとんどの自治体が10万円全てを現金で給付することを決定しているようですが、当然、利用者にとっての利便性もありますが、それ以上に、事務処理の煩雑さを考慮して、現金給付とした自治体が多いと考えます。幸い本市は、既に地域電子通貨めじかを運用しておりまして、他自治体が懸念しているような事務の煩雑さはなく、比較的簡単に本事業に適用できることとなります。さらに、市単独事業として5%、2,500円を上乗せして給付できるということで、子育て支援及び地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えます。

子育て支援に利用できる店舗が限られるなどの課題はありますが、そこは商工会議所を通じ、各事業所において企業努力により、商品を取り寄せしてもらうなどの方法により、一定解消できるものと考えます。

以上のことから、子育て支援及び地域経済の活性化において、本事業は多大なる効果が期待できるとともに、国の本来の目的・指針にも合致しているものと考えことから、議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」に賛成いたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 続きますので、討論の通告がありますので発言を許します。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 会派、市民のこえの前田晃です。本日提案をされました議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)」に対して、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、今回の18歳までの臨時特別給付金10万円につきましては、当初の国の方針では、まず現金5万円を支給し、その後に残り5万円分をクーポンで支給をするということになっていましたけれども、クーポン支給への国民の批判が高まり、急遽残り5万円分の現金支給が可能となりました。迷走ぎみの国の方針転換により、午前中の市長答弁にもありましたように、地方はその対応に苦慮しているわけですが、県下のほとんどの自治体では、残りの5万円はクーポンではなく、結局10万円現金支給することになっているようであります。

本市では、先の11月会議で現金5万円の支給を可決し、残りのクーポン分5万円の議案提出を年が明けてから行うようでありましたけれども、これまた急遽最終日の今日、めじかカードで対応する追加議案の提出となりました。

この事業の一番の目的は、言うまでもなく子育て支援であります。何が子育て支援になるのか、事業の策定に当たっては、まず子育て世帯の声や要望をしっかりと聞くことが必要ではないでしょうか。午前中の市長答弁からは、商工会議所、経済界の声は聞いてはいても、残念ながら子育て世帯の声は十分に聞いていないのではないかと感じました。しかしながらこの点は、市長・執行部だけの問題ではありません。本日の突然の提案だけに、私たちもまたこの子育て世帯の声を聞くことで同じ立場にあるわけですから、この点ではまだ私たちも十分とは言えないのが実情ではないでしょうか。このような中で、果たしてめじかカードでの支給を決定していいものか、これが私の一番の疑問であり、この補正予算に反対する理由でもあります。執行部も議会も、まず本市の子育て世帯の声をしっかりと聞いた上で、事業の策定、支給方法を決定すべきだということを申し上げておきたいと思えます。

午前中の質疑では、この数日間のうちでも現金給付を求める声が多数上げられていることが岡本議員、吉村議員、両議員から紹介をされていましたが、どのマスコミの調査でも、子育て世帯の8割ないし9割は、クーポンではなく現金支給を望んでいるという結果となっています。めじかカードを活用して地元への経済効果を期待する執行部の意図は分からないでもありませんけれども、この臨時特別給付金は子育て世帯を応援するための給付金ですので、ここは経済対策を一旦脇に置いて、子育て世帯の意向を最大限尊重した対応をとるべきだと考えます。

最後に、最終の議決の段階になっていてかなわないことだとは承知をしておりますけれども、願わくば給付金の支給方法についての子育て世帯の声を聞くために、今回はこの議案をひとま

ず取り下げ、子育て世帯の意向を確認した上で、本来予定をしておりました1月会議で再提案をすることを要請しまして、議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）」に対する反対討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、議案第61号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第62号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第63号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について」及び議案第64号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の補正予算案5件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または御挙手をお願いをいたします。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第60号から議案第64号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「土佐清水市竜串特産品販売店舗設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手をお願いをいたします。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「土佐清水市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、産業厚生常任委員会委員長より、請願第1号「土佐清水市共同加工施設等建設工事に係る住環境の悪化」に関する件及び請願第2号「土佐清水市道大碓中山本谷線と浦尻16番1等の土地との道路境界」に関する件の請願2件について、閉会中の継続審査としたい旨の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、「閉会中の継続審査申出」についてを日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続審査申出」を日程に追加し議題とすることに決しました。

「閉会中の継続審査申出」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号「土佐清水市共同加工施設等建設工事に係る住環境の悪化」に関する件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、請願第2号「土佐清水市道大碓中山本谷線と浦尻16番1等の土地との道路境界」に関する件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及



び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出をされました。  
お諮りいたします。

この際、諮問第1号及び諮問第2号を日程に追加し議題といたしたいと思います。  
これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第1号及び諮問第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました諮問第1号及び第2号について、提案理由を御説明申し上げます。

諮問第1号及び第2号につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦に当たり意見を求めることについてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員として基本的人権の擁護、侵犯の防止及び自由人権思想の普及高揚等に御尽力を賜っております矢野川正道氏が、令和4年3月31日をもって任期満了となります。矢野川氏は平成28年1月から人権擁護委員として献身的に御活躍されました。この間の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として文野貴之氏を候補者として推薦いたしたいと存じます。文野氏は、令和2年3月末まで下川口小学校校長として勤務し、長年にわたり教育現場で培った人権に関する高い識見に加え、令和2年11月からは保護司も務められるなど、人権擁護委員に最適任と考えております。

次に、諮問第2号は、同じく人権擁護委員として御尽力を賜っております西村敏行氏が、令和4年3月31日をもって任期満了となります。西村氏は、平成28年1月から人権擁護委員として献身的に御活躍されました。この間の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として矢野川清氏を候補者として推薦いたしたいと存じます。矢野川氏は、平成31年3月まで幡陽小学校校長として勤務し、長年の教育現場における経験と職務で培われた人権に関する高い識見は人権擁護委員に最適任と考えております。

なお、人権擁護委員は議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとされておりますので、何とぞ、御答申を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第1号及び諮問第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号について、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、諮問第1号は、同意することに決しました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手を願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、諮問第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第8号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第8号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第8号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました同意案第8号について、提案理由を御説明申し上げます。

同意案第8号は、土佐清水市教育委員会委員の任命についてであります。

平成29年12月から教育委員として御尽力を賜りました酒井万里子氏が、今年23日をもって任期満了となります。この間の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任として門原和光氏を任命いたしたいと存じます。門原氏は、清水保育園保護者会長をはじめ、清水小学校、清水中学校の各PTA会長を務めるなど、本市の保育現場及び教育現場をつぶさに見てこられ、平成28年から社会教育委員、平成30年からは人権擁護委員を務めるなど、各分野において御活躍をされております。また、御自身の学習塾を通じて子供たちへの学習指導に携われ、子供たちの成長を見守るなど、その経験と識見は教育委員として最適任であると考え、御提案するものであります。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第8号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第8号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第8号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第9号「土佐清水市副市長の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第9号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第9号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました同意案第9号について、提案理由を御説明申し上げます。

同意案第9号は、副市長の選任についてであります。

現在、副市長として尽力いただいております磯脇堂三氏が、令和4年1月21日をもって任期満了となります。

磯脇氏は、平成26年1月から副市長としてその任務に当たり、豊富な行政経験と堅実な実務により市勢発展のため献身的に業務に尽力されるなど、人格・識見とも最適任であると考え、引き続き選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき御提案するものであります。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第9号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第9号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第9号「土佐清水市副市長の選任について」、同意の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第9号は、同意することに決しました。

ただいま同意されました副市長、磯脇堂三氏が本席におられますので、演台から挨拶を許します。

副市長。

(副市長 磯脇堂三君登壇)

○副市長(磯脇堂三君) 議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶申し上げます。

副市長再任の御同意を賜りましてありがとうございます。

早いもので、副市長に就任して2期目の任期が過ぎようとしております。この間、浅学非才な私が副市長の大任を何とか務めてこられたのも、各議員をはじめ市民の皆様の御理解と御協力並びに市長、執行部、職員の皆さん方の支えがあつてから務められたものと感謝しております。誠にありがとうございます。

さて、2期目の後半2年は新型コロナウイルス感染拡大により日常生活が大きく変わり、本市の経済はもとより国内の経済は大きなダメージを受けてきました。ここに来て、ワクチン接種の進展等により全国的に感染者数は低レベルで推移し、少しずつではありますが日常生活に戻りつつあります。新たな変異株による感染拡大の脅威はございますが、感染防止を徹底し、

経済の回復を着実に進めていかななくてはなりません。拙い行政経験ではありますが、コロナを克服し、日常生活を取り戻し、さらなる泥谷市政発展のため全力で取り組んでまいります。

世阿弥の名言に、初心忘るべからずがあります。世阿弥の著書花鏡には、是非の初心忘るべからず、時々の初心忘るべからず、老後の初心忘るべからずと書いてあります。その時々で心の状況を意識し、変えていくことが大切と思われまます。

役所生活も長くなりましたが、この初心を忘れずにこれからも精進してまいりますので、各議員はじめ市民皆様方のさらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、再任の御挨拶といたします。今後ともよろしくお願ひします。

**○議長（永野裕夫君）** ただいま、市議会議案第9号「「保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第9号を日程に追加し議題といたしたいと思ひます。

これに御異議の方はございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（永野裕夫君）** 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第9号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

**○10番（前田 晃君）** 案文を朗読しまして、提案理由の説明とさせていただきます。

「保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子供の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育不足に拍車をかけています。

コロナ禍への対応として、保育所等における密な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務となっています。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に22.7人になっており、今後20人前後の学級が減ると予測されていますが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子供30人に保育士1人）が

70年以上も放置されていることはゆゆしき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

よって、国におかれましては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望します。

1、保育所等の職員配置基準と保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上であります。御審議のほどどうぞよろしく願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君登壇）

○6番（作田喜秋君） 私は、反対の立場から討論いたします。

全国的に保育士等の処遇を充実すべき気持ちは酌みます。しかし、この内容はコロナ禍のことを書いているようで、実は保育士の処遇改善がメインで書かれております。保育士の処遇改善は国としても取組が行われているところでもあります。

また、本市におきましても、2018年12月会議にて、保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な処置を行うことを盛り込んだ意見書が可決され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てに提出されております。

コロナ禍で密を避けられないのは保育の現場だけでなく、介護、医療等の現場でも同様であります。

また、今会議中の岡本議員の一般質問にもありましたが、本市の保育の現状は現在待機児童が5名となっております。また、この5名の待機児童を解消するために必要な保育士は2名で

あります。市内全域で5名の待機児童がおり、2名の保育士が不足しております。この現状を踏まえましても、本市で配置基準の変更がされた場合、ますます待機児童は増え、保育士不足に歯止めがかからない状況になってしまいます。

また、本市の保育士は公務員です。他市町村のように民間保育園に勤務する保育士と比較した場合、一定、処遇は悪くないと思われます。

また、要求されている抜本的な改善とは基準が明確ではなく、まずそこから議論が必要であると考えます。保育士の処遇改善については既に取り組んでいることなので、その状況を注視したいと考えます。

加えて、要求内容、基準の妥当性についても検討の余地があると考えますので、この意見書につきましてもは反対いたします。

**○議長（永野裕夫君）** 以上で通告による討論は終わりました。討論を終わります。

ただいまから採決をいたします。

市議会議案第9号について、原案に賛成の方は、御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

**○議長（永野裕夫君）** 起立少数であります。

よって、市議会議案第9号は否決されました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれのお手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（永野裕夫君）** 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

**○市長（泥谷光信君）** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年1月22日に開会した土佐清水市議会定例会も本日をもって閉会いたしますが、令



和3年も新型コロナウイルス感染症予防対策に追われる1年でありました。昨年に引き続き、市民生活への大きな不安と経済的な影響が出る中で、国の地方創生臨時交付金を最大限活用し、懸命に感染症拡大防止策や経済対策、子育て世帯と高齢世帯への支援策に取り組んだ1年でもありました。その結果として、市民の皆様の御協力により、これまで土佐清水市内において1人の感染者も確認されておられません。改めて市民の皆様の御協力に心から感謝申し上げます。

しかしながら、世界的にオミクロン株による新規感染者数が増加しており、引き続き強い危機感を持って新型コロナウイルス感染症防止策の徹底と本市経済の活性化に向けた施策に全力で取り組んでまいりますので、どうか議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、市民の皆様並びに議員の皆様、そして土佐清水市にとりまして来るべき新しい年が輝かしい1年となりますよう、心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

**○議長（永野裕夫君）** 議長として一言御挨拶を申し上げます。

本年1月より通年議会がスタートいたし、本日をもって令和3年12月会議を終了いたします。本年は、何といたしましてもコロナ感染症が猛威を振るい、土佐清水市議会においても感染防止のために、議員はもとより執行部の皆様に多大な御協力をいただき、感謝をいたすところでございます。

今後も、アフターコロナを意識し、多様化する市民生活のニーズに応え、議会と執行部が二元代表制を担う役割を果たしていかなければなりません。

本年も議会において、予算関連条例などの本市政の諸案件を審議をいただき、それぞれ妥当・適切な結論を得て、議会が議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力のものによるものと深く感謝をいたすところでございます。

今年も残り僅かとなりました。これから年の瀬に向け寒さも厳しくなってまいります。皆様、またインターネット中継の皆様、くれぐれも健康、またコロナ感染には御留意をなされ、輝く明るい新年を迎えますよう心から御祈念申し上げ、挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年土佐清水市議会定例会12月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時37分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員